

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成 24 年滋賀県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を、「促進され」の右に「、その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ」を加え、「、および」を「、ならびに」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条第 2 項中「取組」の右に「および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組」を加え、同項に次の 2 号を加える。

- (4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。
- (5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。

第 8 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「経営改善および危機管理」を「経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善」に改め、「、事業および技術の円滑な承継に対する支援」を削り、同号を同項第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。

第 8 条第 3 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。
- (2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。
- (3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。

第 18 条第 2 項中「10 月」を「7 月」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。